

『竹嶋之書付』所収  
「元禄八年二月二十四日付け書付」

(附卷3)

元禄八亥十二月廿四日阿部豊後守様より曾我六郎兵衛を  
以、御書の御書付写

覚

一、因州伯州江付候竹島はいつの頃より両国江附属候哉。先  
祖領地被下候以前よりの儀候哉。但其後よりの儀候哉事。

一、竹島は大方何程斗の嶋候哉。人居無之候哉事。

一、竹島江漁採に人參候儀、何頃より相越候哉。年々參候哉。

又は折節參候哉。如何様の獵仕候哉。船数も多參候哉事。

一、三四年以前朝鮮人參致獵候。其砌人質に両人とらへられ  
候。其以前も折々參候哉。終不參右の節兩年打続參候哉事。

一、一兩年は不相越哉事。

一、先年參候時分は船数何程斗、人も何程參候哉事。

一、竹島の外両国江附属の島有之候哉。并是又漁採に両国の  
者參候哉事。

右様子承度存候。書付可被差越候。以上。

十二月廿四日

亥十二月廿四日竹島の御尋書の御返答書、同廿五日に  
平馬持参曾我六郎兵衛に渡す。

一、竹島は因幡伯耆附属にては無御座候。伯耆国米子町人大  
屋九右衛門、村川市兵衛と申者渡海漁仕候儀、松平新太郎  
領国の節、以御奉書被仰出候旨承候。其以前渡海仕候儀も  
有之様には及承候得共、其段相知不申候事。

一、竹島廻凡八九里程有之由、人居無之候事。

一、竹島江漁採参候時節は、二月三月比米子出船。毎年罷越  
候。於彼島炮みちの魚猟仕候。船数大小二艘参候事。

一、四年以前申年朝鮮人彼島江参居候節、船頭共参逢候儀其  
節御届申上候。翌酉年も朝鮮人参居申内、船頭共参逢、朝  
鮮人式人連候て米子江罷帰、其段も御届申上、長崎江相送  
申候。戌年は遭難風彼島着岸不仕段御届申上候。当年も渡  
海仕候処異国人人数多見江申に付、着岸不仕罷帰候節、松島  
にて炮少々取申候。右之段御届申上候事。

一、申年朝鮮人参候節、船拾壹艘の内六艘遭難風、残五艘は  
彼島に留り、人数五十三人居申候。酉年は船三艘、人四十  
二人参居申候。当年は船数余多、人も多相見江申候。着岸  
不仕候付分明無御座候事。

一、竹島、松島其外両国江附属の島無御座候事。以上。

『竹嶋之書付』所収  
「元禄九年一月二五日付け覚書」

右答書の内松島の事有り、幕府猶之に對して尋ぬる処有りしものと覺しく、九年正月廿五日専ら松島に関する答書の覚書有り。左の如し。

覚

- 一、伯耆国米子より出雲国雲津迄道程十里程。
- 一、出雲国雲津より隱岐国焼火山迄道程二十三里程。
- 一、隱岐国焼火山より同国福浦迄七里程。
- 一、福浦より松島江八十里。
- 一、松島より竹島江四十里。

以上

子正月廿五日

別紙

- 一、松島江伯耆国より海路百式十里程御座候事。
- 一、松島より朝鮮江は八九十里程も御座候様及承候事。
- 一、松島は何れの国江附候島にても無御座由承候事。
- 一、松島江獵参候儀、竹島江渡海の節道筋にて御座候故、立寄獵仕候。他領より獵参候儀は不承候事。尤出雲国、隱岐国の者は米子のもと同船にて参候事。

以上

正月廿五日